

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「郷川の護岸修繕工事（〇〇〇が施工）にかかる工事図面の工事場所が、『東条』となっていることについて、表現方法が適法か否かを判断できる文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「郷川の護岸修繕工事（〇〇〇が施工）にかかる工事図面の工事場所が、『東条』となっていることについて、表現方法が適法か否かを判断できる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 竹原支局は砂防指定地内河川である郷川に関する護岸修繕工事に係る工事図面上の工事場所の表記について、実際は「峠」と記載すべきところを事実と異なる地名である「東条」を明記しているにもかかわらず、当該誤記入が適法か否かについての判断をしていないとの不適法な処分を行ったものである。
- (2) 事実と異なる工事設計図（工事場所の誤記入）が、砂防指定地内河川の護岸修繕工事であり、かつ、「東条」は、急傾斜地崩壊危険区域（対策事業区域）に指定されていることから、補助金の対象にするために、「峠」という地名を「東条」に仮

装した疑義がある。

- (3) 当該事実関係に対して、工事図面上の地名表記が適法か否かを判断する文書が全くないとの処分は、常識的には理解できないものであることから、速やかに開示するよう要求する。
- (4) なお、実施機関が提出した理由説明書で主張している本件対象文書の不存在に係る三点の理由は、竹原支局が、開示請求された工事場所等の表記を設計図の段階から故意に仮装することで、工事予算の確保並びに自らの砂防行政の失態を隠置しようと画策したものである。

平成 13 年度の砂防維持修繕工事で工事箇所が「諏訪谷川（吉名町諏訪谷）」、かつ、工事概要が「Bヶ所」とされている真実の工事箇所は、「郷川（吉名町峠）」である。さらに、平成 14 年度の砂防維持修繕工事で工事箇所の地名が「郷川（吉名町東条）」とされている真実の工事箇所は、「郷川（吉名町峠）」である。工事箇所を真実の工事箇所である「峠」と異なる地名に仮装した根拠は何か。広島県は、今回の不開示（不存在）決定においても、事実の隠匿を図っている。

- (5) また、この東条地区は、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されているが、峠地区は同危険箇所に指定されておらず、逆に、峠地区でも橋の設置申請をした地点（開示請求した砂防維持修繕工事の該当箇所）は、平成 17 年 9 月に竹原市が作成して各戸に配布した災害時避難マップによると災害時の避難路に指定されているなど、同地点は安全な場所と認識されている。

いずれにしても、工事場所の表記が誤っていることについて、竹原支局の担当者が全く確認事務を行っていなかったことを棚に上げ、施工業者が記載を誤っていたとの理由のみを説明する公務員にあるまじき態度に対して、重ねて抗議する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

護岸修繕工事に係る工事図面上の工事場所の記載については、他と区別するために、便宜上記載しているものである。護岸修繕工事に係る工事図面については、施工業者が図面作成の際、誤って事実と異なる字名を記載したと考えられる。

しかしながら、実際の工事箇所は位置図及び平面図で確認しており、工事の施工において特に支障は生じていない。本件請求が出されてから調べたところ、峠地区のことを東条地区と表記したことに初めて気付いたものである。

上記のとおり、当該記載については、法令等に規定されたものではなく、その適法性を判断できる文書はない。

なお、護岸修繕工事は全て県の単独事業であり、国庫補助金対象工事ではない。

したがって、異議申立人の主張する仮装の事実はない。

以上のことから、本件対象文書の不存在決定を行ったものである。

第 5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、郷川の護岸修繕の工事図面上に表示された工事場所が「東条」となっていることについて、その表現方法が適法か否かを判断できる文書である。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件表記が適法か否かを判断する文書が全くないとの処分は、常識的には理解できないものである旨を主張している。

しかしながら、実施機関が、本件表記の存在に気付いたのは、本件工事が特段の問題なく終了した後の本件請求時点であることから、工事場所が「東条」という表記になっていることについて、適法か否かを議論するような余地はなかったと考えられる。

したがって、本件表記の表記方法が適法か否かを判断した文書が存在しないとしても不合理的ではないと認められる。

以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人からの意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 3. 17 (平成 21 年度第 12 回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
22. 4. 22 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 27 (平成 22 年度第 2 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 24 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 8. 11 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院准教授
山 本 一 志 ※平成22年7月27日まで	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授